

## 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)の株式の処分について（概要）

### ○ 背景

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（以下「NACCSセンター」という。）は、平成20年、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により特殊会社として民営化。

NACCSセンター株式会社については、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律において「できる限り速やかに売却する」とこととされている。

### ○ 売却方法

NACCSセンターは、同法において「なるべく安い料金で」営むこととされており、当面、証券取引所の上場基準を満たす収益をあげることが困難であること等から上場によらない売却方法を採用することが適当。

その方法としては、公正・公平な売却という観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当。

### ○ 売却数量等

政府に保有義務のない株式は、全てを一度に売却。

一般競争入札における申込株式数については、

- ・円滑な入札執行の観点から最低単位の設定
  - ・広く国民が所有できるようにとの観点から最高数量の制限の設定
- をそれぞれ必要に応じて検討すべき。

### ○ 予定価格

一般競争入札に際しては、会計法令に基づき、適切に予定価格を設定。予定価格の算定（株価の評価）においては、純資産価額方式を基本とすることが望ましいが、株式売却に関する専門的な助言等を委託することとなる証券会社の知見も踏まえて決定。

### ○ 売却時期

「できる限り速やかに売却する」との法律の規定に沿って、民営化を更に推進するため、早期に売却準備を進める。